

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 115 回全体会合
2020 年 8 月 7 日（金）14:00～17:00
JICA 本部 1 階 113 会議室およびオンライン会議
議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 5）（協力準備調査（有償））SC 案（7 月 31（金）開催）

4. その他

- (1) モルディブ「新型コロナ危機対応緊急支援借款」の緊急時措置に係る報告

5. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合（第 116 回）：2020 年 9 月 7 日（月）14:00 から（於：JICA 本部）

6. 閉会

以上

2020 年 8 月 7 日

国際協力機構

JICA 環境社会配慮ガイドライン上「緊急時の措置」を適用する案件の報告

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）1.8 項の「緊急時の措置」に基づき、本事項を適用する案件につき、以下のとおり報告する。

1. モルディブ共和国「新型コロナ危機対応緊急支援借款」

（１） スキーム：円借款

（２） 協力期間：2020 年 3 月～2021 年 6 月（予定）

（３） カテゴリ分類：B

（４） 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）が拡大するモルディブにおいて、財政支援を実施することにより、COVID-19 対策として医療・検査体制の強化、脆弱・貧困層向けの社会的支援、事業者支援の迅速な実施を図り、もって当国における早期の経済・社会回復と安定および開発努力の促進に貢献するもの。

（５） 背景

全世界における COVID-19 の感染拡大に伴い、モルディブ共和国においても 2020 年 3 月 7 日に初の感染者が確認されたのち、急速な感染拡大が進んでいる。観光業を主要産業とする当国では、感染リスク低減のためにいち早くリゾート島のロックダウン、国内移動の制限等の措置を実施したが、4 月 15 日に首都マレにおいて初の感染者が確認されて以降、4 月 30 日時点で 280 名、7 月 19 日時点で 2,966 名の感染が確認され、人口密度が高いマレ島内において感染拡大が続いている。首都マレ島における新型コロナウイルスに対応した医療体制・資機材は限定的であり、隔離施設や検査体制の増強が喫緊の課題となっている。

モルディブの 2019 年の名目 GDP は 57.3 億ドルであり、このうち観光関連産業の占める割合は 58.8%と推計され、観光業への依存度が極めて高い。観光業は世界経済等の外的要因に大きく左右されるため、脆弱な経済構造となっている。国際通貨基金（IMF）の試算では 2020 年第 1 四半期のインバウンド旅客数は前年同期比 20%減となり、通年の実質経済成長率は▲8.1%と予測している（IMF、2020 年）。また、アジア開発銀行（ADB）はアジア大洋州地域における経済損失の予測において、観光業への依存度が高い当国が域内国で最も深刻な影響を受け、2020 年の実質 GDP は 7～14%減少する予測を発表（ADB、2020 年）している。

上記の背景から、早急に有効な保健医療体制構築、脆弱層・貧困層向けの社会保障拡充、観光業を含む事業者向けの経済対策を講じマクロ経済の安定化を図る必要がある。

(6) 事業の枠組み

COVID-19 の影響を緩和するための対策である以下のプログラム（合計約 37,753 百万円）を実施する当国政府への財政支援を行う（ADB との協調融資）。

プログラム	主な内容	必要予算額
(ア) 医療・検査体制の強化	医療用機器/備品・防護具等の購入、医療施設の対応能力強化など	97.4 百万米ドル (約 10,461 百万円) (注)
(イ) 脆弱・貧困層向けの社会的支援	貧困・脆弱世帯・女性・外国人労働者への現金給付、水光熱料金助成、移民労働者向けの安全な住居提供など	124.2 百万米ドル (約 13,339 百万円)
(ウ) 事業者支援	事業者向けの補助金・低利子融資事業	130.0 百万米ドル (約 13,952 百万円)

(注) 1 米ドル : 107.407 円にて換算

(7) 実施する手続き

本事業は COVID-19 の影響を緩和・抑制する緊急支援であり、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）1.8 項の「緊急時の措置」を取る。緊急時の措置として、環境レビュー時に実施すべき環境社会配慮手続きの一部（移民労働者向けの安全な住居提供に関する環境社会配慮）を実施段階に行うこととする。

移民労働者向けの安全な住居提供については、仮設住宅の建設を伴うため当該施設建設の環境社会影響に係る環境社会配慮手続きを行う。今回は緊急時措置として、環境レビュー段階においては実施機関の環境社会配慮体制含めた環境社会影響への対応フレームワークを確認し、実施段階においては当該施設建設に関する環境影響評価（EIA）および環境管理計画（EMP）を通じて影響と緩和策をより詳細に確認する。

(8) 事業実施スケジュール（予定）

2020 年 8 月 審査（オンライン会議）

以 上